

(仮称) 吾妻高原風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 4 月

株式会社 吾妻高原ウィンドファーム

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年2月1日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1] 参照

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成29年2月1日（水）付 福島民報社、福島民友社、山形新聞社

※平成29年2月10日（金）、11日（土）及び15日（水）に開催する説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ [別紙2] 参照

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・福島市 市政だより 平成29年2月号 No.808（平成29年2月1日（水）発行）
- ・米沢市 広報よねざわ 2017.2.1 No.1513（平成29年2月1日（水）発行）

③ インターネットによるお知らせ

平成29年2月1日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト [別紙3-1] 参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/eia-topic-koukokujyuuran.html>

- ・山形県のウェブサイト [別紙3-1] 参照

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050011/kankyoeikyohyoka/publicfolder200606212254768027/publicdocument200703306035939256.html>

- ・米沢市のウェブサイト [別紙3-1] 参照

<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/5932.htm>

- ・株式会社 吾妻高原ウィンドファーム ホームページ [別紙3-2] 参照

<https://www.azumawf.com/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁：福島県福島市杉妻町 2-16 福島県庁西庁舎 8 階 生活環境部環境共生課
- ・ 福島市役所：福島県福島市五老内町 3 番 1 号 福島市役所 6 階 環境部環境課
- ・ 福島市役所吾妻支所：福島市笹木野字折杉 41 番地の 1
- ・ 米沢市役所：山形県米沢市金池 5 丁目 2 番 25 号 米沢市役所 4 階 環境生活課
- ・ 板谷集会場：山形県米沢市大字板谷 315

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社 吾妻高原ウィンドファーム ホームページ
<https://www.azumawf.com/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 29 年 2 月 1 日（水）から平成 29 年 2 月 28 日（火）まで
（土・日曜日、祝日を除く開庁日）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 3 人であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1]、[別紙2]、[別紙3-1]、[別紙3-2] 参照

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 平成29年2月10日（金）18:00～20:00

- ・開催場所：福島市役所吾妻支所（福島市笹木野字折杉41番地の1）
- ・来場者数：6名

② 平成29年2月11日（土）10:00～12:00

- ・開催場所：福島市役所吾妻支所（福島市笹木野字折杉41番地の1）
- ・来場者数：3名

③ 平成29年2月15日（水）15:00～16:00

- ・開催場所：米沢市板谷集会場（山形県米沢市大字板谷315）
- ・来場者数：20名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年2月1日（水）から平成29年3月14日（火）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函 [別紙4] 参照
- ② 株式会社 吾妻高原ウィンドファーム ホームページへの書面の郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は4通、意見の件数は、25件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は25件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は無かった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（1）

<動物（15件）>

神奈川県川崎市麻生区A氏

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
1	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。	コウモリ類が生息するためには、食餌となる飛翔昆虫の種や数が豊富な自然環境並びにねぐらとなる樹洞が必要となることから、多くのコウモリが生息する地域は生物多様性が高く自然豊かであると考えられ、それゆえに、コウモリ類は、同じ地球上に共存する動物の仲間として、人間にとっても意義深い存在であることを、良く理解しております。 コウモリ類については、バットディテクターを用いた任意踏査による生息状況調査、捕獲調査を実施致しますが、これらに加えて高度別飛翔状況調査の実施についても検討しております。 風力発電施設におけるバットストライクの状況については、今後、様々な事例が公表されるものと考えられますが、新たな知見の入手に努めながら、現地調査結果を踏まえ、保全対策について検討致します。
2	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。	風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要な調査を実施致します。また、現地調査実施前に、コウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者に調査内容についてのヒアリングを検討致します。
3	■コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全対策に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。	現地調査実施前にコウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者へのヒアリングを実施することを検討し、風力発電施設供用によるコウモリ類への影響の程度を予測するために必要な調査を実施致します。また、福島県環境影響評価審査会で提案された、赤色LEDライトを上空に照射することで、コウモリ類の空間飛翔密度を把握することを目的とした調査の実施についても検討致します。
4	■バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。	バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声を地上から探知できる範囲が限られていることから、バットディテクターを用いた任意踏査による生息状況調査、捕獲調査に加えて、風況ポールに自動録音可能なエクспанション式のバットディテクターを設置し、高高度におけるコウモリの飛翔状況を把握するための調査の実施について検討致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（1） つづき

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
5	■バットディテクターについて ・使用するバットディテクターの機種、探知距離、1晩あたりの使用台数、調査地点あたりの調査時間を詳細に記載すること。 ・自動録音はヘテロダイン方式ではなく、周波数解析が可能な方式で行うこと。 ・風車の数、配置、地形を勘案し、録音地点は、複数地点選定すること。 ・月別に、風速、出現時間帯、出現頻度等を比較し、予測や保全対策につなげること。	・使用するバットディテクターの機種、探知距離、1晩あたりの使用台数、調査地点あたりの調査時間を、準備書に詳細に記載致します。 ・自動録音はヘテロダイン方式ではなく、周波数解析が可能な方式で行います。 ・録音地点は、風車の数、配置、地形を勘案した上で選定致します。 ・月別に、風速、出現時間帯、出現頻度等を比較し、予測や保全対策につなげるよう努めます。
6	■バットディテクターの機種について ・ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用するべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	・バットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いヘテロダイン方式は用いず、周波数解析が可能な方式の機種を使用致します。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定については、無理に種名を確定しないで、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについての調査結果をとりまとめます。 ・ご指摘のとおり、捕獲による攪乱を避けるため、自動録音調査と捕獲調査を同日に実施したとしても、捕獲調査日の録音データは使用しないように留意致します。
7	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきである。 ・6月下旬ー7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・地上に張ったカスミ網で高空を飛翔するコウモリを捕獲する方法はある。本物の「コウモリの専門家」ならば知っている。知らなければその方は「コウモリの専門家」ではない、ということだ。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを行わないこと）。	・調査実施前にコウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者へのヒアリングを検討致します。 ・捕獲調査等を含む現地調査は適切な時期を設定致します。 ・ハーブトラップによる捕獲は、コウモリ類の健康に与える影響が小さい捕獲方法であるため、調査方法として採用しておりますが、方法書にも記載しているように、かすみ網を用いた方法でも調査を実施する計画です。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに種名等を記録したのち、放獣します。 ・ハーブトラップによる捕獲は、コウモリ類の健康に与える影響が小さい捕獲方法であるため、調査方法として採用しておりますが、夜間にも見回りを行い、捕獲個体への影響について十分配慮致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（1） つづき

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
8	■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクであることが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクであるという。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から 200m 以上離すべきではないのか？	方法書以降において実施する現地調査の結果を踏まえ、ご指摘の情報・最新の知見（樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクであること）の収集に努め、コウモリの保全対策について検討致します。なお、本事業は基本的に牧場跡地を利用した計画であるため、樹林（林縁）までの離隔はある程度確保できるものと考えています。
9	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが欧州で行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられると思うだろうか？仮に、そう思うならば、その場合にかかるコストは、実際にいくらなのか試算してみるべきではないのか。それほどコストはかからないはずである。	方法書以降において実施する現地調査の結果を踏まえ、ご指摘の情報・最新の知見（コウモリの保全措置として、カットイン風速の値をあげることとフェザリングが欧州で行われていること）の収集に努め、コウモリの保全対策について検討致します。
10	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全対策として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが欧州で行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。 現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全対策をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める調査が必要ではないのか。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全対策について十分な知識のある「コウモリ類の」専門家に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。	ご指摘の情報・最新の知見（コウモリの保全措置として、カットイン風速の値をあげることとフェザリングが欧州で行われていること）の収集に努め、コウモリの保全対策について検討致します。 また、現地調査によりコウモリ類への影響が予測され、適切なカットイン風速を求める調査が必要と判断した場合には、コウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者のヒアリングを実施することに努めます。
11	■P265 バットディテクターによる入感状況調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんどキャッチできない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離を記載すること。 なお事業者が「専門家に聞く」ことは知っているが、わからなければ自分でテストして調べることを。	ご意見を踏まえて、コウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者へのヒアリング又はバットディテクターの動作テストを行い、準備書には、使用するバットディテクターの探知距離を記載致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（1） つづき

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
12	■P267 バットディテクターによる調査について P267「バットディテクターによる入感状況調査」について調査内容の記載がない。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（16箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。その場合バットディテクターの延長マイクは必ず樹冠より上に設置すること。この手法は国外だけでなく国内でも行われているコウモリ調査手法である。	バットディテクターによる入感状況調査において、対象事業実施区域及びその周囲の利用頻度を把握する場合には、事前にコウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者にヒアリングを行って、適切な調査地点数の設定に努めます。 なお、風況ポールにバットディテクターを設置する調査を計画しておりますが、その際は、国内でも行われている事例を参考としながら、延長マイクは樹冠より上に設置する計画です。
13	■P265 バットディテクターによる入感状況調査について P265には「バットディテクターによる入感状況調査は春季、夏季、秋季の3季とする」をするとあるが、肝心の調査日数の記載がない。年間数日（年間活動期間の数%）程度のデータで、バットストライクの予測に耐えるデータ（コウモリの利用頻度）が得られるのか？「コウモリの利用頻度」の調査をするつもりならば自動録音機能付きのバットディテクターを使用して、長期間の録音をするべきではないのか。	バットディテクターを用いた任意踏査による生息状況調査、捕獲調査に加えて高度別飛翔状況調査の実施についても計画しております。調査日数については、ご指摘の通り、「コウモリの利用頻度」を把握するうえで、自動録音機能付きのバットディテクターを使用し、長時間の録音を実施することを検討致します。
14	■コウモリ類の保全措置について なぜ事業者は風車で益獣のコウモリを殺すのか？事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子や孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。 コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑制できることはこれまでの研究でわかっている。 『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為とは思わないか。事後調査はアセスの免罪符ではない。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	方法書以降において実施する現地調査の結果を踏まえ、ご指摘の情報・最新の知見の収集に努め、コウモリの保全対策について検討致します。また、現地調査前にコウモリ類の生態等に関する知識や調査経験を有する識者へのヒアリングを実施することを検討し、適切な調査手法、時期を設定致します。
15	■コウモリ類の保全措置について ライトアップをしないことはコウモリ類の保全措置として有効ではない。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？ならばコウモリを殺してから保全措置を検討するなど動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為だとは思わないのか。既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、これら環境保全措置を実施するべきではないのか？	ご指摘の情報・最新の知見（樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがコウモリの保全措置として有効な方法であること）の収集に努め、コウモリに対する有効な保全対策について検討致します。なお、本事業は基本的に牧場跡地を利用した計画であるため、樹林（林縁）までの離隔はある程度確保できるものと考えています。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（2）

<動物（6件）>

福島県福島市 B 氏

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
16	貴社が方法書で示す対象事業実施区域において、日本野鳥の会ふくしまでは毎年、レッドデータブックふくしまに掲載される鳥類の種のうち、以下に挙げる種を確認している。それらは、貴社による方法書の中でも対象事業実施区域内に生息することが確認されているため、調査方法および保全措置等がどのようなものか伺い、また懸念について伝えるので、それらに対して回答をいただきたい。 ① オオジシギ 対象事業実施区域及びその周辺では福島県のレッドデータブックリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオオジシギが確認されているが、福島市及び県北地域で唯一のオオジシギの繁殖地である。 日本野鳥の会ふくしまの会員が毎年、対象事業実施区域及びその周辺でオオジシギの繁殖行動を確認している。開発行為に対し脆弱なオオジシギの繁殖地に開発の手が入ることで、福島市及び県北で唯一のオオジシギの繁殖地が消滅する危険性がある。国内全体でもオオジシギの繁殖地の数、個体数ともに減少傾向にあり、すでに開発行為により、多くの生息環境が消失していると考えられる。 そのため、風力発電施設の設置によりオオジシギの繁殖がどのような影響を受けるかが理解できるような調査方法となっているか、また、オオジシギの求愛ディスプレイ飛翔が多い早朝および夕刻時間（特に夜間）に調査をするようにしているのか伺います。	日本野鳥の会ふくしまにおかれましては、長年にわたって、野鳥に関する科学的な知識及び、その保護思想の普及に取り組んでおられることに敬意を表します。 以下、頂いた意見に対する事業者の見解について記載いたしました。 ①対象事業実施区域及びその周辺では福島県のレッドデータブックリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオオジシギが確認されていること、また、福島市及び県北地域で唯一のオオジシギの繁殖地であることは認識しています認識しています。 鳥類相については、オオジシギの繁殖状況にも着目して調査を実施致します。また、鳥類相を把握するために、主に早朝時間帯を中心とする午前中に調査を実施しますが、ご指摘をふまえて、夕刻時間（特に夜間）についても調査を実施することで、オオジシギのディスプレイ飛翔についても把握できる計画としています。
17	② オオタカ、ハチクマ、ハイタカ、ノスリについて 対象事業実施区域及びその周辺では猛禽類のうちオオタカ（絶滅危惧Ⅰ類）、ハチクマ（絶滅危惧Ⅱ類）、ハイタカ（準絶滅危惧）、ノスリ（準絶滅危惧）の生息を毎年、繁殖期に日本野鳥の会ふくしまの会員が確認している。 これらの猛禽類は対象事業実施区域にある牧草地を狩場として利用しているため、風車の設置によるバードストライクの危険性が懸念される。猛禽類はハンティング時に獲物に集中して下を向いて飛翔するため、風車があるにもかかわらず、ブレードに気づかず衝突すると考えられる。 また周辺の林内でこれらの猛禽類が営巣している可能性がある。現に対象事業実施区域周辺でハチクマの成長と幼鳥と一緒に飛翔しているのを、当会員が近年において確認している。 そこで、周辺の営巣木調査は非繁殖期にも実施するのか伺いたい。	②当方の事前調査においても、貴会会員が確認されたオオタカ（絶滅危惧Ⅰ類）、ハチクマ（絶滅危惧Ⅱ類）、ハイタカ（準絶滅危惧）、ノスリ（準絶滅危惧）については生息を確認しています。これらの猛禽類は対象事業実施区域にある牧草地を狩場として利用している可能性があることから、風車の設置によるバードストライクの可能性が考えられます。 猛禽類はハンティング時に獲物に集中して下を向いて飛翔するため、風車があるにもかかわらず、ブレードに気づかず衝突することも考えられることから、希少猛禽類調査において、牧草地における繁殖状況及び狩り場としての利用状況についての把握に努めます。また、営巣木調査については、繁殖に影響を及ぼさないよう配慮し、タイミングを見ながら、必要に応じて実施致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（２） つづき

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
18	③ クロツグミ、ホオアカ、ノジコ、ヒバリについて 対象事業実施区域及びその周辺では福島県レッドリスト掲載種のクロツグミ、ホオジョロ（ホオアカ）、ノジコ、ヒバリ等が生息している。周辺の林内で繁殖する可能性があるクロツグミ、対象事業実施区域の牧草地等ではホオアカやノジコ、ヒバリが繁殖期に確認されている。そのため、風車の設置により繁殖地の減少、消失およびバードストライクが発生することが懸念される。	③福島県レッドリスト掲載種のクロツグミ、ホオアカ、ノジコ、ヒバリ等の小鳥類の繁殖状況については、夏季にラインセンサス調査を実施し、繁殖状況の把握に努めます。また、ラインセンサス調査や任意調査、渡り鳥調査においても飛翔高度の記録に努め、風車の設置による繁殖地への影響について予測致します。
19	④ クマタカの生息 対象事業実施区域周辺（北部）ではクマタカ（絶滅危惧Ⅰ類）の生息が確認されている。対象事業実施区域を狩場に使用している可能性が高く、このような個体数が少ない種のバードストライクの危険性が懸念される。	④頂きましたご意見を参考に、希少猛禽類調査を実施し、対象事業実施区域におけるクマタカの狩り場を含む利用状況の把握に努め、風車への衝突リスクについて定量的に予測致します。
20	⑤ 春・秋の渡りについて 対象事業実施区域及びその周辺には、春・秋の猛禽類や小鳥類の渡り経路が存在すると考えられる。小鳥類は日の出前後から午前中にかけての視野の悪い暗い時間帯に、また猛禽類は上昇気流が発生する午前 10 時前後から日中の間、渡るのを確認する。暗い時間帯に移動が考えられる小鳥類の、また悪天候等で視界が悪い状況における猛禽類のバードストライク回避策について、貴社はどのようにするのか伺いたい。	⑤対象事業実施区域及びその周囲における猛禽類や小鳥類の渡り経路について現地調査を実施し、その把握に努めます。 また、悪天候等で視界が悪い状況における猛禽類のバードストライク回避策については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月修正版、環境省自然環境局野生生物課）を参考にしたり、最新の知見等を収集したりします。さらに有識者の助言や指導を得て、状況に応じた効果的と考えられる環境保全措置を講じ、影響低減に努めます。
21	⑥ 対象事業実施区域及びその周辺における現地調査について 貴社が作成した方法書からすると、現地鳥類相を把握できる日数・調査地点数が視野の確保だけでなく、鳥類を探索・識別するに適したものであるとは言えず、必ずしも対象事業実施区域に生息するとされる鳥類の生態に合わせた調査方法がとられるとは考えられない。 また、当会員が毎年確認しているにもかかわらず、リスト種であるクマタカ（絶滅危惧Ⅰ類）、オオジシギ（絶滅危惧Ⅱ類）の現地調査の記録がないことが懸念される。そのため、地元専門家にヒアリングを行うなどして、鳥類調査の方法全般について見直す必要がある。 以上の意見や懸念を踏まえ、現地鳥類調査の方法が不十分にもかかわらず、希少な鳥類が生息し、日本野鳥の会が指定する IBA（重要野鳥生息地）と重なっている対象事業実施区域及びその周辺で風力発電事業を進めることは、日本野鳥の会ふくしまとしては容認できない。 そのため日本野鳥の会ふくしまは、手厚い現地野生生物の調査あるいは対象事業実施区域の面積または設置予定風車基数の縮小を含め、計画自体の撤回を求める。	⑥ラインセンサスルート等の調査地点の選定にあたっては、方法書 p6.2-28（268）に記載の通り、対象事業実施区域及び風力発電機の設置予定範囲における植生環境を考慮し、生息状況を把握できるように設定しておりますが、現地及び計画の状況を踏まえ、適宜修正することとしております。 また、方法書で記載している現地で確認されている種については、配慮書作成時の平成 26 年 8 月、9 月、11 月に事業実施想定区域内の主に道路を任意に踏査した結果を示しているものであり、参考扱いとして位置づけております。オオジシギ（絶滅危惧Ⅱ類）を含む鳥類相については、今後、実施する現地調査において確認に努めます。また、クマタカ（絶滅危惧Ⅰ類）については、その後に実施した希少猛禽類を対象とした定点調査にて確認されていることから、準備書にその結果を記載致します。 なお、配慮書作成時には事業実施想定区域に IBA（重要野鳥生息地）が含まれていましたが、方法書においては、対象事業実施区域から除外致しました。また、方法書以降において実施する現地調査の結果を踏まえて、改変区域の削減や設置予定風車位置について、今後検討し、その検討結果を準備書に記載致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（3）

<植物（1件）、動物（1件）、景観（1件）>

福島県福島市 C 氏

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
22	「（仮称）吾妻高原風力発電事業 環境影響評価方法書」に関する意見を以下により申し述べますので、よろしくお願いいたします。 この度の「環境影響評価方法書」では、事業区域の縮小を含め、具体的な発電機の設置予定範囲が示されており、それによれば、「IBA：重要野鳥生息地」並びに「緑の回廊」を対象地域（発電機設置予定地）から除外する等の配慮が見られますことに対し、評価いたします。 吾妻連峰は「国立公園＝自然公園法」「森林生態系保護地域＝国有林」「緑の回廊＝国有林」と貴重な自然を保全するための諸規制により、これまで大規模な開発を免れており、その方向性を尊重することが不可欠であると考えており、今後も同様に対処願いたい。その上で、さらに踏み込んだ対応、対策として、第一に「保安林」を含む、森林の保全をより積極的に検討いただきたい。具体的には発電機の設置は牧場跡地を原則とし、森林保全を優先する。	方法書においては、配慮書に対する意見を考慮して、「IBA：重要野鳥生息地」を対象事業実施区域から除外しました。また、「緑の回廊」についても考慮した計画としています。 頂いたご意見を参考に、これから実施する現地調査の結果を踏まえて、「保安林」を含む森林の保全をより積極的に検討致します。本事業は基本的に牧場跡地を活用する計画であり、風力発電機の設置においても牧場跡地を極力活用することで、森林保全を優先致します。
23	次に、野生動物に対する配慮として、「イヌワシ」「クマタカ」等大型猛禽類の綿密な生息調査（冬季を含む）を実施して頂きたい。特に「イヌワシ」は山形県側にて営巣の可能性が高く、事業対象区域が採餌エリアとなっている可能性が極めて高いと思われます。	頂いたご意見を参考に、イヌワシ、クマタカに十分留意した希少猛禽類調査を実施する計画です。また、方法書 p6.2-29（269）に記載しましたように、対象事業実施区域及びその周辺におけるイヌワシの餌場としての利用状況の把握にも努めます。
24	最後に景観に対する調査についてであります。「計画段階配慮書」でも意見提起させていただきましたが、本市にとって「吾妻・安達太良連峰」の眺望（景観）は重要な観光資源であります。予定の眺望地点では派生する尾根や前衛峰により遮蔽され、景観の変化を適切に把握することは困難と思われます。全市的に拡大するとともに、山頂部（一切経山等）についても、縦走路となる「家形山」「五色沼北側尾根＝コル」も含めていただきたい。	調査地点を全市的に拡大することについては、予測及び評価を行う調査地点は、景観に係る環境影響を受けるおそれのある地域として、垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲を踏まえて設定しているため、この範囲外の地域については、利用特性を調査のうえ、必要に応じて住民説明会等でお示し致します。また、調査地点に設定した「一切経山」の他にも、「家形山」や「五色沼北側尾根」についても、調査地点に設定することを検討致します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（4）

<水質（1件）>

福島県福島市 D 氏

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
25	（仮称）吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書について、意見を申し上げたところ、回答をいただきありがとうございます。 つきましては、今後の事業計画において、造成工事計画及び仮設道路計画等が明確になった時点において、懸念される天戸川・徳沢・水沢への土砂等の流入防止対策や維持管理の安全性等について、十分な説明をいただきますようお願い申し上げます。	準備書の手続きにおいて、造成工事及び仮設道路の計画について記載するとともに、天戸川、徳沢及び水沢への土砂等の流入防止対策や維持管理の安全性等について説明を行います。

①日刊新聞紙における公告

福島民報社、福島民友社、山形新聞社（平成 29 年 2 月 1 日（水））

お知らせ	
「環境影響評価法」に基づき、「（仮称）吾妻高原風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。	
一、事業者の名称	株式会社 吾妻高原ウインドファーム
代表者の氏名	代表取締役 長澤 裕子
事務所の所在地	福島県福島市栄町十番四号 エスケー栄町Ⅲ
二、対象事業の名称	（仮称）吾妻高原風力発電事業
発電所の原動力の種類	風力（陸上）
発電所の出力	最大三万二千キロワット
三、対象事業実施区域	（風力発電機の基数 最大十六基） 福島県福島市李平地内外
四、環境影響を受ける範囲	福島県福島市、山形県米沢市 福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課 福島市役所六階環境部環境課 福島市吾妻支所、米沢市役所環境生活課、 米沢市板谷集会所
五、縦覧の場所・時間	期間 平成二十九年二月一日（水）から 同年二十九日二月二十八日（火）まで 時間 福島県および福島市（土・日・祝日を除く、 午前八時三〇分から午後五時一五分まで）、 米沢市（土・日・祝日を除く開庁日の午前九 時から午後五時まで） 電子縦覧 https://www.azumawf.com/ 期間及び時間 平成二十九年二月一日（水）零時から 同年二月二十八日（火）二十四時まで
六、意見書の提出	方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のう え、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、 平成二十九年三月十四日（火）までに左記の問い合わせ先へご郵送 ください（当日消印有効）。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間	一、場所 福島市役所吾妻支所（福島県福島市笹木野字折杉四十一の一） 日時 平成二十九年二月十日（金）午後六時から午後八時 平成二十九年二月十一日（土）午前十時から午後零時 二、場所 米沢市板谷集会所（山形県米沢市大字板谷三二五） 日時 平成二十九年二月十五日（水）午後三時から午後四時 株式会社 吾妻高原ウインドファーム
八、問い合わせ先	株式会社 吾妻高原ウインドファーム 〒九六〇一八〇三 福島県福島市栄町十番四号 エスケー栄町Ⅲ 電話 〇二四一五二二一四六二〇 土・日・祝祭日を除く、 午前十時から午後四時半まで（担当 長澤）

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

(福島市 市政だより)

時とき 場会場 内内容 講講師 対対象 定定員 料料金 持持参物 申申し込み方法 問問い合わせ ☎電話 📠ファクス

市平地区周辺に計画されている 風力発電事業に関する 環境影響評価の方法書の 縦覧と説明会を開催

●環境影響評価法に基づく方法書の縦覧
時 2月1～28日
(土・日曜日、祝日を除く)
場 県環境共生課、市環境課、吾妻支所

●説明会
時 ①2月10日(金) 午後6～8時
②2月11日(土) 午前10時～正午
場 吾妻学習センター
意見受け付け／3月14日(火)までに、吾妻
高原ウインドファームに電話で
問 株式会社吾妻高原ウインドファーム
☎522-4610

高齢者を支えあう 地域づくり講演会

時 2月23日(木)午後1時30分～4時
場 公会堂 内 第1部「支えあう地域づくり」から「支えあう地域づくり」へ「第2部」改正道路交通法施行について」講 近所福祉クリエイション主宰の酒井保さん
定 800人(先着順) 申 電話か①住所②氏名③電話番号を明記の上、ファクスで
問 長寿福祉課 ☎529-5064
☎526-3678

ほつとひとき 介護のこころ

時 3月6日(月)午後1時30分～3時30分
場 保健福祉センター
内 本人の思いを大事にするケア・介護者とデイサービスセン

認知症サポーター 養成講座

時 3月7日(火)①午前10時～11時30分②午後1時30分～3時
場 保健福祉センター 内 認知症を正しく理解し、認知症の方への接し方などを学びます。受講者には、認知症の方を応援します。という意思を示す目印の「オレンジリング」を差し上げます。講 ①吾妻西地域包括支援センター職員②吾妻東地域包括支援センター職員 定 各100人程度(先着順) 申 電話で
問 長寿福祉課 ☎529-5064

障がい者ボランティア 入門講習会

時 3月8・15日(全2回) 午後1時30分～3時30分 内 障がい者ボランティアのきつかけづくりのため、必要なコミュニケーション技術と視覚障がい者のボランティアについて学ぶ。
定 20人(先着順) 料 300円
持 筆記用具 申 2月24日(金)までに電話か、①住所②氏名③電話番号を明記の上、ファクスで
場 問 腰の浜会館(火曜日休館) ☎533-5261 ☎533-5262

認知症が心配な方の 相談に応じます

内 医療と介護の専門職が受診とサービス利用に向けた支援を行います。また、相談内容に応じて専門職が訪問します。
対 40歳以上の認知症の心配がある方やご家族 申 電話で
問 あずま通りクリニック ☎572-4611
長寿福祉課 ☎529-5064

市就職応援ポータルサイト「えふWORK」**無料**

内 市とその近郊の企業情報を発信するポータルサイトを公開中。企業概要、求人情報ほか、雇用労働にまつわる支援などの情報を掲載します。ぜひご覧ください。
※企業紹介ページに掲載する企業を募集しています。詳しくはお問い合わせください。
問 商業労政課 ☎525-3720
福島市 えふWORK 検索

市政テレビ・ラジオ番組

※各放送局の事情により、時間に変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
TUF	2月4日(出)	午前9時25分～	ラジオ福島(1458KHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前9時10～15分
FCT	2月4日(出)	午前11時55分～	ふくしまFM(81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
KFB	2月5日(日)	午前11時55分～	FMポコ(76.2MHz)	月～金曜日	午前7時7～14分 午後5時30～35分(再)
FTV	2月5日(日)	午後1時55分～	NHK第一(1323KHz)		随時放送

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。(福島市 市政テレビ) 検索

市内のイベントチェックは「ももりんく」!

ふくしま地域ポータルサイト「ももりんく」は、観光、グルメ、温泉、レジャー、イベント、SNSなど情報満載の地域密着型サイトです。イベント情報は無料で投稿でき、会員登録も不要です。
詳しくはお問い合わせください。
問 事務局(情報政策課) ☎525-3709
ももりんく 検索

米沢市消防団 団員



消防団は、自分の職業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手として、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行います。団員の身分は特別職の公務員です。■入団資格／満18歳以上55歳未満で市内に居住している人※男女は問いません。■問合せ／米沢消防署 ☎23-3108 または総務課危機管理室



環境

環境影響評価方法書の縦覧

福島県福島市李平地区に新たに計画されている風力発電所に関する環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を行います。なお、環境影響評価に対し、意見書を提出することができます。

【縦覧】

■縦覧期間／2月1日(水)～28日(火)

■縦覧場所／環境生活課(市役所4階)、板谷地区集会所

【説明会】

■日時／2月15日(水)15時～16時

■会場／板谷地区集会所 ■意見書受付期間／2月20日(月)～3月14日(火)

■提出方法／板谷地区集会所にある意見書箱に投函するか意見書提出先に郵送してください。■提出先・問合せ／(株)吾妻高原ウインドファーム ☎024-522-4610 〒960-8031 福島県福島市栄町10-4 または環境生活課環境担当

奨学金返還支援制度「支援候補者」

本市では、若者の地元定着・回帰を促進するため、県と連携して奨学金の貸与を受ける大学生などに対し、奨学金の返還支援事業を実施します。職種・進学先の要件もあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。■申込・問合せ／総合政策課若者支援担当

【地方創生枠】

■対象／日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を希望する人または貸与を受けている人 ■支援要件／大学等を卒業後3年間県内に居住・就業する見込みであることなど ■定員／若干名 ■募集締切／2月20日(月)

【市町村連携枠】

■対象／米沢有為会奨学金の貸与を希望する人または貸与を受けている人 ■支援要件／大学等を卒業後3年間市内に居住・就業する見込みであることなど ■定員／4人程度 ■募集期間／2月下旬以降の予定

自衛官等

■募集種目／自衛官候補生 ■対象／18歳以上27歳未満の男性※平成29年4月1日現在 ■募集締切／2月7日(火) ■試験日／2月12日(日) ■試験会場／陸上自衛隊神町駐屯地(東根市) ■問合せ／自衛隊米沢地域事務所(米沢地方合同庁舎4階) ☎23-0011 または総務課総務担当



こども

2月は児童手当の支給月

10月分～1月分の児童手当を2月10日(金)に指定された金融機関の受給者名義口座に振り込みます。なお、口座を変更する場合は、遅くとも支給月の前月中旬頃までにこども課に届け出てください。現況届が未提出の人は、手当の支払いが一時保留となっていますので、早めにこども課までお越しください。■問合せ／こども課給付担当



募集

市民バス時刻表の有料広告

■発行部数／大判：34,000部(全戸配布予定)、ポケット版：11,000部(予定) ■枠数／大判：8枠(表4枠・裏4枠)、ポケット版：8枠 ■寸法／大判：高さ4.2×幅9cm、ポケット版：高さ2.6×幅6.7cm ■色／カラー印刷 ■掲載期間／4月1日から次回の改正まで(概ね1年間) ■料金／1枠20,000円 ■申込方法／申込書に必要事項を記入して郵送か総合政策課に持参してください。申込書は総合政策課にあるほか市ホームページからもダウンロードできます。■申込締切／2月17日(金)必着※申込多数の場合は抽選 ■その他／大判、ポケット版の同時申込もできます。広告主が枠数に満たない場合は複数枠の利用もできます。掲載位置の指定はできません。詳細は市ホームページをご覧ください。■申込・問合せ／総合政策課地域振興担当

着工実績155棟 雪おろしのいらない家 好評公開中!

モデルハウスで
実際に床暖房を
ご体験
ください!

ぽかぽか床暖房の家

快適暖房と一緒に考えてみませんか

詳しくは
各日展示場で!



絶対公開中! ご都合の良いお好きな日に!

→ 終日公開 → 休館日 → 終日公開

月 火 水 木 金 土 日

ウソハウス 県南支店 0120-31-5091

●フリーダイヤル(通話料別)

☎24時間受付

米沢市金池5丁目3-2

FAX0238-21-6549

ウソハウス 検索

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

福島県 Fukushima Prefecture
ふくしまから はじめての方へ
Foreign language サイトマップ

文字の大きさ 拡大 標準 色を変える 白 黒 青

組織でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 分類でさがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価図書の縦覧状況<配慮書が1件、方法書が2件縦覧されています。>

環境影響評価図書の縦覧状況<配慮書が1件、方法書が2件縦覧されています。>

ツイート いいね! 印刷用ページを表示する 掲載日: 2017年2月9日更新

事業名	対象事業の種類	事業者等	図書の種類	公告日	事業者HP (縦覧期間等の詳細)
(仮称)須賀川・玉川風力発電事業	風力発電所設置事業	くろしお風力発電株式会社	計画段階環境配慮書	平成29年1月30日(月)	http://tohoku-aep.co.jp/
(仮称)阿武隈南部風力発電事業	風力発電所設置事業	エコパワー株式会社	環境影響評価方法書	平成29年1月13日(月)	https://www.eco-power.co.jp/assess.html
(仮称)吾妻高原風力発電事業	風力発電所設置事業	株式会社吾妻高原ウィンドファーム	環境影響評価方法書	平成29年2月1日(水)	https://www.azumawf.com/

(山形県のウェブサイト)

山形県 Yamagata Prefectural Government
初めての方へ Foreign Language 携帯サイト サイトマップ 背景色 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準 つや姫 やまがたのいいお米

目的でさがす 組織でさがす

くらし・環境・社会基盤 健康・福祉・子育て 教育・文化 産業・観光・しごと 県政運営・地域情報

ホーム > 組織で探す > 環境エネルギー部 > みどり自然課 > 環境影響評価担当・温泉保全係 > 山形県の環境影響評価 > 環境アセスメント手続き情報

環境アセスメント手続き情報

・環境影響評価法に基づく案件

関連情報

・ひとつ上の階層へ

・みどり自然課

	事業名	事業の種類	事業者	事業実施場所	進捗状況
1	酒田都市計画道路 酒田遊佐線	一般国道の改築	国土交通省東北地方整備局	酒田市～遊佐町	評価書手続き終了
2	酒田都市計画道路 酒田余目線	一般国道の改築	国土交通省東北地方整備局	酒田市～余目町	評価書手続き終了
3	一般国道47号新庄古口道路	一般国道の改築	国土交通省東北地方整備局	新庄市～戸沢村	評価書手続き終了
4	(仮称)鶴岡八森山風力発電事業	風力発電所の設置	ジャパンリニューアブル・エナジー株式会社	鶴岡市	方法書手続き中
5	子吉川水系島海ダム	ダムの建設	国土交通省東北地方整備局	秋田県由利本荘市	方法書手続き中
6	(仮称)吾妻高原風力発電事業	風力発電所の設置	株式会社吾妻高原ウィンドファーム	福島県福島市	方法書手続き中

(米沢市のウェブサイト)

**米 沢 市**
THE CITY OF YONEZAWA OFFICIAL WEB SITE

English
中文簡体字
한국어



○サイトマップ
○サイトの考え方

文字を大きく 拡大方法の

[ホーム](#) [組織別ページ](#) [市民環境部](#) [環境生活課](#) [「変更」環境影響評価方法書の縦覧について](#)

組織別ページ

- 総務部
- 企画調整部
- 市民環境部
- 健康福祉部
- 産業部
- 建設部
- 会計課
- 上下水道部
- 米沢市立病院
- 教育委員会教育管理部
- 教育委員会教育指導部
- 議会事務局
- 選挙管理委員会事務局
- 監査委員事務局
- 農業委員会事務局
- 公平委員会
- 固定資産評価審査委員会

ようこそ！
市長室



「変更」環境影響評価方法書の縦覧について

「変更」環境影響評価方法書の縦覧について
2017年2月1日号広報よねざわに掲載した「福島県福島市李平地区に新たに計画されている風力発電所に関する環境影響評価方法書の縦覧及び説明会」について、2点変更がありましたので、以下のとおりお知らせします。

①意見書受付期間
(変更前) 2月20日(月)～3月14日(火)
(変更後) 2月1日(水)～3月14日(火)

②提出方法
(変更前) 板谷地区集会所にある意見書箱に投函するか意見書提出先に郵送
(変更後) 板谷地区集会所及び米沢市役所環境生活課にある意見書箱に投函するか意見書提出先に郵送

以下に、変更後の記事を再掲します。

○環境影響評価方法書の縦覧
福島県福島市李平地区に新たに計画されている風力発電所に関する環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を行います。なお、環境影響評価に対し、意見書を提出することができます。

【縦覧】
■縦覧期間／2月1日(水)～28日(火)
■縦覧場所／環境生活課（市役所4階）、板谷地区集会所

【説明会】
■日時／2月15日(水)15時～16時
■会場／板谷地区集会所
■意見書受付期間／2月1日(水)～3月14日(火)
■提出方法／板谷地区集会所及び米沢市役所環境生活課にある意見書箱に投函するか意見書提出先に郵送してください。
■提出先・問合せ／株式会社高原ウインドファーム ☎024-522-4610 〒960-8031 福島県福島市米町10-4 または環境生活課環境担当

● [ページの先頭へ戻る](#)

(株式会社 吾妻高原ウィンドファーム ホームページ)

【環境影響評価方法書の縦覧について その1】

再生可能エネルギー研究所

吾妻高原ウィンドファーム

風力発電事業のご案内

[お問い合わせはこちらから](#)

ホーム 事業の概要 企業情報 環境影響評価方法書

吾妻高原ウィンドファーム 風量発電事業とは

福島市吾妻高原牧場敷地に、30メガワットの高出力風力発電所を計画しています。
私たち吾妻高原ウィンドファームは、化石燃料、原子力に依存しないエネルギーの地産地消を目指します。

事業の概要

環境影響評価手続き

企業情報

お知らせ

01日 2月 2017年年
〔仮称〕吾妻高原風力発電事業 環境影響評価方法書』の縦覧を開始いたしました。

[続きを読む](#)

01日 4月 2015年年
〔仮称〕吾妻高原ウィンドファーム計画段階配慮書』の縦覧を終了しました。

[続きを読む](#)

02日 3月 2015年年
〔仮称〕吾妻高原ウィンドファーム計画段階配慮書』の縦覧を開始しました。

[続きを読む](#)

吾妻高原ウィンドファーム

ホーム

事業の概要

企業情報

環境影響評価方法書

要約書

表紙と目次

第1章

第2章

第3章 3.1

第3章 3.2

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

メールでのご意見

[HOME](#) > [環境影響評価方法書](#)

(仮称)吾妻高原風力発電事業 環境影響評価方法書

「(仮称)吾妻高原風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、下記により縦覧及び意見書の提出についてお知らせいたしますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

事業者の名称

- 株式会社 吾妻高原ウィンドファーム
- 代表取締役 長澤 裕子
- 所在地 福島市栄町10番4号 エスケー栄町ビルⅢ

事業の概要

- 事業の名称:(仮称)吾妻高原風力発電事業
- 発電所の原動力の種類:風力発電
- 発電所の出力:3万キロワット前後
- 事業実施想定区域:福島県福島市庭坂、李平

縦覧方法

環境影響評価方法書

- ・ [要約書](#)
- ・ [表紙と目次](#)
- ・ [第1章](#)
- ・ [第2章](#)
- ・ [第3章 3.1](#)
- ・ [第3章 3.2](#)
- ・ [第4章](#)
- ・ [第5章](#)
- ・ [第6章](#)
- ・ [第7章](#)
- ・ [第8章](#)
- ・ [資料編](#)

※画面左側のメニューでも、ご覧頂けます。
環境影響評価方法書は、サイズ・容量が大きいため、各章毎のファイルに分割されています。
各章のメニューをクリックし、ご覧ください。

※本サイトによる電子縦覧のほか、以下の場所で縦覧が可能です。
(土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。)

- ・福島県庁西庁舎8階(生活環境部環境共生課)
- ・福島市役所6階(環境部環境課)
- ・福島市役所吾妻支所(正面玄関)

縦覧の期間

平成29年2月1日(水)から平成29年2月28日(火)まで

【環境影響評価方法書の縦覧について その3】

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、下記の意見書の郵送先へ郵送ください。

期間：平成29年2月1日（水）から平成29年3月14日（火）まで（当日消印有効）

郵送による提出の場合

下記の提出先へ郵送ください。

株式会社吾妻高原ウインドファーム
〒960-8031
福島市栄町10番4号 エスケー栄町ビルⅢ

メールによる提出の場合

下記のお問い合わせページへ移動し、ご意見を入力し送信ください。

[メールによるご意見はこちら](#)

電話によるお問合せ

株式会社 吾妻高原ウインドファーム
福島県福島市栄町10番4号 エスケー栄町ビルⅢ
電話番号 024-522-4610

[▲このページのトップへ](#)

[サイトマップ](#)

[ログイン](#)

○ご意見記入用紙

「(仮称) 吾妻高原風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧用紙

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。